



必ずもらえる！



市内での消費拡大やキャッシュレス決済を推進するため、期間限定でチャージ額の10%分のポイントを還元するキャンペーンを実施します。12月のUMECAスタートキャンペーンに参加した人も、再び参加できます。この機会にぜひ、UMECAにチャージしてご利用ください。

キャンペーン期間 3月11日(火)～31日(月)

参加方法

上記期間中にUMECAアプリ、または専用カードに現金をチャージしてください。ポイント付与のタイミングなど、詳しくはUMECA専用HPでご確認ください。

還元上限額

上限はありませんが、UMECAのチャージ上限の累計30万円／月を超えるチャージはできません。

注意事項

- ・不正なポイント受給が確認された場合、今後UMECAを利用できなくなる場合があります。
- ・ポイントは現金化できません。
- ・ポイントの有効期限は付与日から12か月後の月末です。必ず有効期限内に利用してください。有効期限が切れたポイントは利用できません。

※その他、注意事項などについては、UMECA専用HPでご確認ください



UMECAHP

UMECA加盟店を募集しています！

市は、UMECAが利用できる加盟店を募集しています。加盟店参加にあたり、導入費や加盟店手数料の負担はありません。(将来的に、決済手数料などを負担していただく可能性があります、その際は事前にお知らせします)。利用できる店舗が増えることで地域全体の経済が活性化し、地域コミュニティの発展に貢献できます。

また、市は今後、各種キャンペーンのほか給付金などにUMECAの活用を予定しており、利用者の増加が予想されます。この機会にぜひ、参加をご検討ください。

※加盟店申請を希望する人は、コールセンターまたはUMECA専用HPをご確認ください



加盟店募集
はこちら

問 UMECAお問い合わせコールセンター(☎0570-666-139)

人権擁護委員が決まりました

問 困市民課市民生活係(☎内線1208)

廣神幸子さん(再任)、佐藤由美子さん(新任)が令和7年1月1日付けで法務大臣からの委嘱を受け、人権擁護委員に就任しました。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアで、毎月の人権相談や啓発活動などを行う、皆さんの身近な相談相手で

す。日常生活の中で、人権問題だと感じるがありましたら、お気軽に人権相談をご利用ください。